

【クリーンディーゼル乗用車】

* 重量税:平成27年5月以降の新車新規登録等分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録等分から適用
* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置			取得税の特例措置	
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
シトロエン	C4 FEEL BlueHDi	LDA-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除
ブジョー	308 Allure BlueHDi	LDA-XXXXX					
	308 GT BlueHDi	LDA-XXXXX					
	308 SW Allure BlueHDi	LDA-XXXXX					
	308 SW GT BlueHDi	LDA-XXXXX					
	508 GT BlueHDi	LDA-XXXXX					
	508 SW GT BlueHDi	LDA-XXXXX					

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。
※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

車種:普通／小型乗用車 * 重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【トヨタ】

【重量税の特例措置の区分】
「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減（75％、50％、25％軽減（1回限り））した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類 別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
アルファード	17977	DBA-AGH30W	2.493	1980	0441	11.6	+10%	－	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1980	0442	12.8	+20%	－						
				1990	0443	11.6	+10%	－						
				1990	0444	12.8	+20%	－						
				1990	0445	11.6	+10%	－						
				1990	0446	12.8	+20%	－						
				2000	0447～0449	11.4	+20%	－						
				2000	0450～0452	12.4	+20%	－						
				2010	0453～0454	11.4	+20%	－	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除
				2010	0455～0456	12.4	+20%	－						
				2010	0457	11.4	+20%	－						
				2010	0458	12.4	+20%	－						
				2020	0459～0460	11.4	+20%	－						
				2020	0461～0462	12.4	+20%	－						
				2030	0463	11.4	+20%	－						
				2030	0464	12.4	+20%	－						
	17978	DBA-AGH35W	2.493	2030	0111	12.0	+20%	－	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除
				2040	0112	12.0	+20%	－						
				2050	0113～0114	12.0	+20%	－						
				2060	0115	12.0	+20%	－						
				2070	0116	12.0	+20%	－						
ヴェルファイア	17977	DBA-AGH30W	2.493	1980	0417	11.6	+10%	－	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1980	0418	12.8	+20%	－						
				1990	0419	11.6	+10%	－						
				1990	0420	12.8	+20%	－						
				1990	0421	11.6	+10%	－						
				1990	0422	12.8	+20%	－						
				2000	0423～0425	11.4	+20%	－						
				2000	0426～0428	12.4	+20%	－						
				2010	0429～0430	11.4	+20%	－	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除
				2010	0431～0432	12.4	+20%	－						
				2010	0433	11.4	+20%	－						
				2010	0434	12.4	+20%	－						
				2020	0435～0436	11.4	+20%	－						
				2020	0437～0438	12.4	+20%	－						
				2030	0439	11.4	+20%	－						
				2030	0440	12.4	+20%	－						
	17978	DBA-AGH35W	2.493	2030	0105	12.0	+20%	－	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除
				2040	0106	12.0	+20%	－						
				2050	0107～0108	12.0	+20%	－						
				2060	0109～0110	12.0	+20%	－						

車種:普通／小型乗用車 * 重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【マツダ】

【重量税の特例措置の区分】
「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減（75％、50％、25％軽減（1回限り））した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類 別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
アクセラ	17606	DBA-BM5FP	1.496	1250	0003	19.2	+10%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
				1270	0055	20.6	+10%	+0%	○	50%軽減	11,200	15,000	60%軽減	25万円控除
	17607	DBA-BM5FS	1.496	1260	0003	19.2	+10%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
				1280	0054	20.4	+10%	+0%	○	50%軽減	11,200	15,000	60%軽減	25万円控除
	17644	DAA-BYEFP	1.997	1410	0005～0006	30.8	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
				1420	0007	28.0	+20%	+20%						
				1430	0008	27.0	+20%	+20%						
	17669	DBA-BM5AP	1.496	1360	0002	17.8	+10%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
アテンザ	17670	DBA-BM5AS	1.496	1360	0002	17.8	+10%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
	17433	DBA-GJEFP	1.997	1450	0201	17.4	+20%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
	17434	DBA-GJEFW	1.997	1470	0201	17.4	+20%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
	17454	DBA-GJ5FP	2.448	1480	0201	16.0	+10%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
	17455	DBA-GJ5FW	2.448	1480	0201	16.0	+10%	－	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除

車種: 普通／小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用 【メルセデス・ベンツ】

【重量税の特例措置の区分】

「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類 別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
A180	17485	DBA-176042	1.595	1430	0302	17.8	+20%	+0%	○	50%軽減	11,200	15,000	60%軽減	25万円控除
				1460	0304									
				1440	0312									
				1470	0314									
A250 4MATIC	18205	DBA-176051	1.991	1560	0114	13.8	+0%	－	●	本則適用	30,000	32,800	－	－
B180	17123	DBA-246242	1.595	1450	0302	17.3	+20%	－	○	25%減税	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
				1480	0304									
				1480	0306									
				1510	0308	17.3	+20%	－	○	25%減税	22,500	20,000		
				1480	0322	17.3	+20%	－	○	25%減税	16,800	15,000		
				1510	0324	17.3	+20%	－	○	25%減税	22,500	20,000		
				1510	0326	16.5	+20%	+0%	○	50%減税	15,000	20,000	60%軽減	25万円控除
				1540	0328									
B250 4MATIC	18021	DBA-246246	1.991	1540	0302	14.1	+5%	－	○	25%減税	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
				1570	0304									
				1570	0306									
				1600	0308									
				1570	0322	14.1	+5%	－	○	25%減税	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
				1600	0324									
				1600	0326									
				1630	0328									
E200	18358	RBA-213042C	1.991	1670	0002	14.7	+20%	－	○	25%減税	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1710	0004									
				1700	0012									
				1740	0014									
				1670	0022									
				1710	0024									
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1480	0202	16.4	+10%	－	○	25%減税	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
				1510	0204		+10%	－	○	25%減税	22,500	20,000		
				1480	0212	16.4	+10%	－	○	25%減税	16,800	15,000		
				1510	0214	16.4	+10%	－	○	25%減税	22,500	20,000		
				1490	0232	16.4	+10%	－	○	25%減税	16,800	15,000		
				1520	0234	16.4	+10%	－	○	25%減税	22,500	20,000		
				1490	0242	16.4	+10%	－	○	25%減税	16,800	15,000		
				1520	0244	16.4	+10%	－	○	25%減税	22,500	20,000		
				1490	0252	16.4	+10%	－	○	25%減税	16,800	15,000		
				1520	0254	16.4	+10%	－	○	25%減税	22,500	20,000		
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1570	0202	14.2	+5%	－	○	25%減税	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
				1600	0204									
				1570	0212									
				1600	0214									
				1580	0242									
				1610	0244									
				1580	0232									
				1610	0234									
				1580	0252									
				1610	0254									
S550 カブリオレ	18387	DBA-217482	4.663	2170	0011	9.8	+10%	－	○	25%減税	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除
				2170	0012									
S550 クーペ 4MATIC	17963	DBA-217385	4.663	2150	0101	9.2	+5%	－	○	25%減税	28,100	25,000	20%軽減	5万円控除
				2170	0111									
フォーツァー ターボ	18364	DBA-453344	0.897	940	0002	23.1	+10%	－	○	25%減税	11,200	10,000	40%軽減	15万円控除
				950	0004									
				950	0012									
				960	0014									
				950	0016									
				960	0018									
フォーツァー カブリオ ターボ	18363	DBA-453444	0.897	980	0002	22.0	+5%	－	○	25%減税	11,200	10,000	20%軽減	5万円控除
				990	0012									
				1000	0016									
フォーフォー ターボ	18362	DBA-453044	0.897	1030	0002	22.0	+5%	－	○	25%減税	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
				1060	0004									
				1060	0006									
				1030	0012									
				1060	0014									
				1060	0016									

車種: 普通／小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用 【フォルクスワーゲン】

【重量税の特例措置の区分】

「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型 式 指定番号	車 両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類 別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
Golf ALLSTAR (DSG)	17548	DBA-AUCJZ	1.197	1240	0241	21.0	+20%	+0%	○	50%軽減	11,200	15,000	60%軽減	25万円控除
Golf Variant ALLSTAR (DSG)	17548	DBA-AUCJZ	1.197	1300	4041	21.0	+20%	+0%	○	50%軽減	11,200	15,000	60%軽減	25万円控除
Passat Variant Voyage (DSG)	18114	DBA-3CCZE	1.394	1510	5241	20.4	+20%	+10%	○	75%軽減	7,500	20,000	80%軽減	35万円控除
Polo ALLSTAR (DSG)	17815	DBA-6RCJZ	1.197	1130	0241	22.2	+10%	+0%	○	50%軽減	11,200	15,000	60%軽減	25万円控除
The Beetle ALLSTAR (DSG)	17077	DBA-16CBZ	1.197	1300	2001	17.6	+0%	-	●	本則適用	22,500	24,600	-	-

車種: 普通／小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【アウディ】

〔重量税の特例措置の区分〕
「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型 式 指定番号	車 両 型 式	排気量 (cc)	車 両 重 量 車 両 総 重 量 (kg)	類 別 区 分 番 号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
A4 2.0T QUATTRO	18335	DBA-8WCYRF	1.984	1610	0002	15.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1630	0004									
				1610	0102									
				1630	0104									
				1610	0112									
				1630	0114									
A4 AVANT 2.0T QUATTRO	18335	DBA-8WCYRF	1.984	1630	0502	15.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1660	0504	15.5	+20%	+0%	○	50%軽減	15,000	20,000	60%軽減	25万円控除
				1630	0602	15.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1660	0604	15.5	+20%	+0%	○	50%軽減	15,000	20,000	60%軽減	25万円控除
				1630	0612	15.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1660	0614	15.5	+20%	+0%	○	50%軽減	15,000	20,000	60%軽減	25万円控除